平成２８年（フ）第３号
群馬県前橋市六供町乙11
破産者　ライト産業株式会社
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４７２号
川崎市川崎区東田町８番地
破産者　相続ネットワーク株式会社
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
長野県松本市大字神林3557番地２
破産者　有限会社中野土木
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第５１２９号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目２番１号
破産者　株式会社トヨダ
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３３号
神戸市長田区神楽町４丁目５―12
破産者　有限会社フローレンス
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
島根県出雲市東園町字寺前546番地４
破産者　有限会社後藤建設
1　決定年月日　平成28年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第３１２号
北海道旭川市３条通８丁目左５号
破産者　株式会社旭川時計店
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
静岡県浜松市中区中沢町９番11号
破産者　有限会社東屋
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
三重県名張市新田2116番地、前住所三重県名張市希央台３番町３番地　レオパレスＨＩＲＡＫＩ72　207号
破産者　大西　貴博
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３４号
三重県伊勢市勢田町984番地２　スターゲートヒルズ201
破産者　伊豆　友美
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第１２４７号
京都市伏見区竹田田中宮町６番地
破産者　株式会社ミヤコ・シャレル
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５００号
京都市西京区山田四ノ坪町３番地14
破産者　株式会社リワード
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
岡山県備前市東片上1759番地
破産者　赤堀　修二
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５号
岡山市北区中山下２丁目５番55―704号
破産者　林　　則昭
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４２号
愛媛県新居浜市宇高町４丁目８番38号
破産者　天野建設工業株式会社
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１４３号
愛媛県新居浜市宇高町４丁目８番38号
破産者　天野　伸壽
1　決定年月日　平成28年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第２９０号
神戸市西区井吹台西町２丁目２番地３号棟101号室、開始時の住所神戸市西区美賀多台５丁目16番地の12
破産者　大川　毅昌
1　破産債権の届出期間　平成28年５月27日まで
2　一般調査期日　平成28年７月19日午前11時30分
平成28年４月27日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
三重県鈴鹿市大池２―29―25　リパルティーレ鈴鹿201、住民票上の住所三重県亀山市みどり町54番地15
破産者　木下　和宏
1　破産債権の届出期間　平成28年５月30日まで
2　一般調査期日　平成28年７月15日午前10時
平成28年４月28日　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１２１２号
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野１丁目13番10号
破産者　菅沼　征夫
1　破産債権の届出期間　平成28年５月31日まで
2　一般調査期日　平成28年６月28日午前10時15分
平成28年４月26日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２５１号
埼玉県川越市大字古谷上6083番地７　（Ｌ―１棟311号室）、旧住所さいたま市西区湯木町２丁目50番地２
破産者　溝口　征彦
1　破産債権の届出期間　平成28年５月31日まで
2　一般調査期日　平成28年７月５日午後２時
平成28年４月26日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
愛知県豊川市市田町河尻107番地の１
破産者　神藤　克仁
1　破産債権の届出期間　平成28年６月６日まで
2　一般調査期日　平成28年８月１日午後１時50分
平成28年４月28日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２２２号
埼玉県川越市大字下赤坂570番地４
破産者　株式会社日本機器
1　破産債権の届出期間　平成28年６月９日まで
2　一般調査期日　平成28年７月13日午後３時20分
平成28年４月27日
さいたま地方裁判所川越支部